

財政に関する用語の説明

資料7

用語	説明
一般財源	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源で、地方税、地方譲与税、地方交付税が代表される。なお、目的が特定されない使用料・手数料、寄附金や財産収入などを含めて一般的に「一般財源等」と表現する。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額を加算した額。
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、市税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)の総額に占める割合。従来から経験的には、都市にあっては75%が妥当な数値とされている。
人件費	職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費。
物件費	賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等。
扶助費	社会保障制度の一環として、地方公共団体が生活保護法等各種法令に基づき、対象者に対してその生活を維持するために支出される経費等。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費であり、人件費、扶助費、公債費が狭義の義務的経費とされる。きわめて硬直性の強い経費。
投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。
地方譲与税	本来地方に帰属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、地方団体に対し一定の基準に従って配分する仕組み。
地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図りつつ必要な財源を保障するために、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に交付する税。普通交付税(基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額を基本に交付)と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。
地方債現在高	当該年度末(N年度3月末日)におけるこれまでに地方公共団体が借り入れた地方債元金の残高。 ※地方債:地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。
基金(積立金)残高	地方公共団体が条例の定めるところにより積み立てる資金または財産の当該年度末残高。
基金残高比率	その年度の基金残高に対する標準財政規模の割合。
財政調整基金(積立金)	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金(積立金)。経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合など限定された要件の下で処分が可能。
クラウドファンディング	群衆(=クラウド)とファンディング(=資金調達)を組み合わせた造語であり、特定の目的のためにインターネットを通じて不特定多数の人から資金を調達する仕組み。